

社会福祉法人天理市社会福祉事業団評議員の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天理市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）定款第8条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員は、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償することができる。

2 交通費の実費が前項の費用弁償を越える場合には、天理市社会福祉事業団旅費規則に基づき、旅費を支払うことができる。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

別表1 費用弁償の額
無償

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。